

審査請求書の作成要領

行政不服審査法では、特に審査請求書の様式が定められていませんので、任意の様式で構いませんが、行政不服審査法第19条（第2項）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第35条において準用する国民健康保険法施行令第30条の規定により、以下の事項を記載する必要があります。代理人により審査請求する場合は、審査請求書とは別に、審査請求人による委任状を提出してください。

①審査請求年月日（行政不服審査法第19条第2項第6号）

審査請求書を提出する日（郵送の場合は発送の日）です。

②審査請求人の氏名、住所又は居所（行政不服審査法第19条第2項第1号）

③代理人の氏名、住所（行政不服審査法第19条第4項）

代理人によって審査請求する場合のみ記載します。

④被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日、被保険者の番号（高齢者の医療の確保に

関する法律施行令第35条において準用する国民健康保険法施行令第30条第1号）

後期高齢者医療給付に関する処分、資格確認書等の交付請求に関する処分について審査請求する場合のみ記載します。

⑤後期高齢者医療給付を受けるべき者の氏名、住所又は居所、生年月日、被保険者

との関係（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第35条において準用する国民健康保険法施行令第30条第2号）

後期高齢者医療給付に関する処分について審査請求する場合で、医療給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときにのみ記載します。

⑥審査請求に係る処分の内容（行政不服審査法第19条第2項第2号）

審査請求の対象となりうる処分であることを明示するとともに、その処分が具体的にどのような処分であったかを明らかにします。例えば、療養費の不支給決定に不服があるならば、「東京都後期高齢者医療広域連合長が令和（平成）〇年〇月〇日付で審査請求人に対して行った、後期高齢者医療療養費不支給決定処分」となります。

⑦審査請求に係る処分があったことを知った年月日（行政不服審査法第19条第2項第3号）

⑧審査請求の趣旨及び理由（行政不服審査法第19条第2項第4号）

審査請求の趣旨とは請求の簡潔な結論であり、上記⑥の例で言えば『本件処分を取り消す』との裁決を求める。」となります。

審査請求の理由とは趣旨を裏付ける根拠です。処分が違法又は不当であることを主張する部分なので、なぜ違法不当なのか、事実関係や法令等を根拠に、出来るだけ詳細に記載してください。

⑨処分庁の教示の有無及びその内容（行政不服審査法第19条第2項第5号）

処分通知に審査請求できる旨記載されていれば、具体的に記載内容を記し、無ければ「無し」としてください。処分通知に記載されている場合、処分通知の当該箇所の写しを添付していただいても結構です。

⑩添付書類（行政不服審査法第32条第1項）

審査請求書の記載内容を証明するための証拠書類（処分通知の写しを含む）や証拠物などを、ここに列記して提出することができます。

代理人による審査請求の場合には、委任状を、ここに列記して必ず提出してください。

また、資料にマイナンバーが含まれている場合は、マイナンバーを黒塗りして御提出ください。

上記の事項を適宜の用紙で正副2通作成し、下記まで提出してください。郵送で提出できます。

【提出先】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局国民健康保険課内 東京都後期高齢者医療審査会